

答 申 第 2 号

平成29年11月8日

鎌ヶ谷市長 清水 聖士 様

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 仁平 勝之

鎌ヶ谷市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定による諮問について（答申）

平成29年7月26日付け鎌保第947号により諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

諮問のあった国民健康保険事務における消防本部からの救急活動記録の収集については、救急活動記録自体が国民健康保険事務で利用するために取得した個人情報ではないものの、「第4」に記載した事由により、公益上の必要があるものと考えられることから、実施は妥当であると判断する。

第2 諮問する根拠

実施機関は、鎌ヶ谷市個人情報保護条例第7条第3項の規定により、原則として個人情報は本人から収集しなければならないこととされているが、例外として本人以外から収集することが同項第6号の規定による「相当の理由があると認められるとき」に該当するか否かを確認するため、審査会に諮問するものである。

第3 実施機関の主張要旨

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。）第32条の6では、国民健康保険の保険給付の対象となる疾病、負傷又は死亡による保険事故について、第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）の結果、保険給付を受けた場合は、当該被保険者がその事実、当該被保険者の氏名及び住所又は居所、第三者の氏名及び住所又は居所等を届け出なければならないこととされており、本届出に基づき、保険者は第三者への損害賠償の請求権を取得することになる。

本届出が確実に行われているかを確認するため、現状では、診療報酬明細書（レセプト）の傷病名、特記事項等を確認し、届出が出されていない場合は、届出の勧奨を行うことで対応している。

この第三者行為による保険給付であることの確認を効率的に行うため、消防本部による救急活動記録を収集し、第三者行為による保険給付の可能性がある保険事故を把握しようとするものである。

第4 審査会の判断

- 1 第三者行為による保険事故であることの届出がなされない場合は、保険者による第三者への損害賠償の請求を行うことができないため、その結果、被保険者全体で当該保険事故の保険料を負担することに繋がることから、適正な国民健康保険事業の運営に向けては、確実に届出がなされる必要があり、第三者行為による保険事故であることの把握に努めることは公益性の必要があるものと認められる。
- 2 厚生労働省から、適正な国民健康保険事業を推進するための一環として、福岡県飯塚市の事例で救急活動記録の提供を受けて第三者行為による保険事故であることの確認を行う方式が各地方公共団体に情報提供され、この方式による効果が確認されていることから、有効な方式であるものと認められる。
- 3 消防本部に対して照会する事項は、以下の4点とし、必要最低限の個人情報に限定しており、該当する診療報酬明細書（レセプト）を確認した後に粉砕、廃棄することとしており、提供された個人情報に対して適切な取扱いが確保されているものと認められる。
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 搬送日
 - (4) 搬送先の病院
- 4 よって、上記1から3までの事由により、国民健康保険事務における消防本部からの救急活動記録の収集については、妥当であると判断する。

第5 付帯意見

第三者行為による保険事故で保険給付を受けた場合は、届出をしなければならないことが規則に定められているが、このことを被保険者に対して十分な周知がされていない可能性があるため、国民健康保険事業に関する周知パンフレット等により、届出の必要性に関して、継続的な周知に努めること。